

平成27年12月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 平成27年12月18日(金) 開会 午前10時 4分
閉会 午前11時44分

場所 第2委員会室

出席委員 諸井真英委員長
中野英幸副委員長
岡田静佳委員、板橋智之委員、柿沼トミ子委員、齊藤邦明委員、荒川岩雄委員、
山根史子委員、山本正乃委員、岡重夫委員、塩野正行委員、福永信之委員、
松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
田島浩福祉部長、樋口勝啓福祉部副部長、牧光治福祉部副部長、
奥山秀少子化対策局長、知久清志福祉政策課長、渡辺千津子福祉政策課政策幹、
沢辺範男社会福祉課長、江森光芳高齢者福祉課長、金子直史地域包括ケア課長、
加藤誠障害者福祉推進課長、末柄勝朗障害者支援課長、岡村和典福祉監査課長、
今泉愛少子政策課長、榎本淳一こども安全課長

[保健医療部]
表久仁和医療整備課長、遠藤浩正健康長寿課副課長、野本実疾病対策課長

[産業労働部]
今橋幸夫産業支援課副課長、斎藤和也勤労者福祉課長、
田中健就業支援課副課長、下村修産業人材育成課主幹

[都市整備部]
白石明住宅課長

[教育局]
芋川修生涯学習文化財課長

[警察本部]
伊古田晴正生活安全企画課長

会議に付した事件

高齢者への支援について

岡田委員

- 1 地域包括支援センターは、土日、夜間と24時間に対応しており、職員の負担が大きいと聞く。地域包括支援センターへのケアはどのように行っているのか。
- 2 2025年に向けて増加する高齢者人口に合わせて、介護保険施設等の整備は増えていくのか。
- 3 ハローワーク浦和・就業支援サテライトの取り組みは、浦和以外でも行っているのか。
- 4 シルバー人材センターでは仕事がないと聞くが、仕事を増やす取組をしているのか。

地域包括ケア課長

- 1 地域包括支援センターは介護支援の拠点であり、県内に259か所ある。地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士が配置されている。地域包括支援センターの役割は大きい。県として、市町村担当職員研修、地域包括支援センター担当者研修、レベルアップ研修、市町村管理職・地域包括支援センター長合同研修を実施している。高齢化が進む中で、地域包括支援センターの役割は今後ますます重要になるので、こうした研修を充実してまいりたい。

高齢者福祉課長

- 2 埼玉県の後期高齢者の増加率は全国一と言われており、施設数の増加もやむを得ない。しかし、地域包括ケアシステムの構築や介護予防、健康長寿対策等の取組により、施設数の増加を緩やかなものにしていきたい。

就業支援課副課長

- 3 ハローワーク浦和・就業支援サテライトはハローワーク特区により実施している。特区は、全国に2か所あり、本県ではハローワーク浦和・就業支援サテライトのみである。利用者の利便性等を踏まえ、本県では、キャリアセンターブランチ事業を県内7市で実施している。
- 4 シルバー人材センターの広報・職域開拓を行う埼玉県シルバー人材センター連合が、人口減少や高齢化などを背景とした新たな事業として、家事代行サービス、空き家管理などに取り組むよう、各シルバー人材センターへの働き掛けを行っている。

岡田委員

地域包括支援センターに対しての研修も大事であるが、公が責任を持つことが必要ではないのか。

地域包括ケア課長

公の役割は重要である。地域包括支援センターの形態には直営と委託があり、ほとんどが委託だが、形態に関わらず市町村が関与することが重要である。また、今回の介護保険法の改正により地域包括支援センターの運営費が増額され、当該市町村の65歳以上の伸び率分が加算されることとなった。地域包括支援センターは、市町村が中心となって運営するものであるため、機会を捉えて意識を徹底していく。

板橋委員

- 1 資料4ページの「(2) 高齢者雇用確保措置の状況」をみると、中小企業の方が大企業よりも希望者全員が雇用される制度の導入が進んでいる。高齢者の雇用を更に進めるには、定年を撤廃することがよいと考えられるが、県としてはどのような対策を検討しているのか。
- 2 高齢者の知的好奇心や活躍の場を増やす地域の公民館でのサークル活動などへの支援も必要と考える。資料5ページの「多様な活動への支援」の取組は文化芸術振興計画との整合性があるのか。
- 3 認知症初期集中支援チームの設置促進をどのように行っていくのか。
- 4 サービス付き高齢者向け住宅は、資料8ページの「介護サービス基盤の整備」のグラフで示している、「特別養護老人ホーム」、「介護付有料老人ホーム等」、「老人保健施設」のどこに含まれるのか。また、サービス付き高齢者向け住宅の整備状況はどうか。

勤労者福祉課長

- 1 高年齢者雇用安定法では65歳までの間、何らかの雇用確保措置を取るよう規定しており、ほとんどの企業で制度が設けられている。定年の撤廃が一番よいが、法では定年を引き上げたり、継続雇用制度を導入できることとなっている。県としては、法律の周知徹底、高齢者の活用に積極的な企業の表彰や事例紹介などを通じて、高齢者の雇用が更に進むよう取り組んでいく。

高齢者福祉課長

- 2 福祉部としては、彩の国生きがい大学の運営や大学によるリカレント教育の充実に努めている。彩の国いきがい大学では14学園で60歳以上の1,740人を定員とし、地域活動リーダーの養成や社会参加へのきっかけづくりに役立てていただいている。リカレント教育では55歳以上の方を対象に、平成27年度には17大学で200を超える科目から学んでいただいている。平成28年度は19大学に拡大する予定である。また、県内の全ての市町村において、公民館などで高齢者向けに学習機会が提供されている。文化芸術振興計画とはリンクしていないが、県民生活部とも情報交換しながら、今後連携していきたい。
- 4 サービス付き高齢者向け住宅自体はこの中には含まれていない。ただし、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅については、「介護付有料老人ホーム等」に含まれている。

地域包括ケア課長

- 3 認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医を核とし、保健師や社会福祉士など3名以上でチームを組み、認知症の初期の段階から関わり、早期に適切なサービスにつないでいくものである。現在、さいたま市をはじめ6市町で実施しているが、平成30年4月までに全市町村で設置できるよう医師会等と連携し、市町村を支援していく。

住宅課長

- 4 サービス付き高齢者向け住宅の整備については、埼玉県高齢者居住安定確保計画において平成28年度末で9,000戸を目標としている。平成26年度末時点で約10,000戸を登録しており、整備は順調に進んでいる。

松坂委員

- 1 県は特養待機者を減らす目的で施設整備を進めており、各施設に待機者数、空きベッド数を報告させ、県のホームページで公開している。待機者の中には施設に重複して申し込みをしている人もいると思うが、各施設は待機者が他にどこの施設に申し込みをしているか把握せずに、自施設の待機者リストの人数を県に報告していると思う。こうした人数を積み上げただけで「特養の待機者が多い」とすると実態とかけ離れてしまうと思うが、県は現状をどのように把握しているのか。
- 2 今年4月に介護報酬がマイナス改定された。理由は社会福祉法人の内部留保が多すぎることから、その資金を吐き出させることにあるとも言われている。古い法人では内部留保も多いかもしれないが、新規法人まで一括りにするのはどうか。これからは社会福祉法人のM&Aも頻繁に起こりうるという声も聞くが、国や県もそういった考えを持っているのか。

高齢者福祉課長

- 1 県では毎年4月1日時点の入所希望者を把握しており、全施設から報告を求めている。この報告は市町村に送り、人の重複がないよう名寄せして確認している。平成27年4月1日時点の待機者数は12,761人であり、重複はない。ただし、ホームページで公開している施設ごとの待機者数は申込みベースであり、重複がある。
- 2 マイナス改定された理由の一つには、内部留保があると考え。しかし、新設の法人が施設運営に参画できないことはない。今年度の特養整備計画の提出においても新規法人による施設の整備計画はある。現在の介護報酬制度を理解して参入してくるものと考えている。

松坂委員

待機者の数が膨大に見えてしまうことから、県はホームページ上の施設ごとの待機者情報でも実数を公開していくべきではないのか。

高齢者福祉課長

実数を公開することは重要であるが、希望者は早く施設に入所したいことから複数の施設に入所申込みをする。これは個人の意思で行うものであるため、入所希望を施設間で絞り込むことはできない。御理解賜りたい。

岡委員

認知症サポーターの現在の養成数はどれくらいか。また、その中でどのくらいの人が活動しているのか。

地域包括ケア課長

現在までに約24万人を養成し、今後、平成29年度末までに40万人養成するよう目標設定している。認知症サポーターは、認知症に対する理解を深めてもらうことを目的としており、具体的な活動を求めているものではないが、認知症サポーターの中には、認知症カフェでボランティアとして活動している方もいる。今後は、認知症サポーターを養成しながら、自主的な活動を進めていただけるよう市町村と連携していきたい。

岡委員

認知症サポーターは数多く養成されているが、活動している実態が少ない。養成したサポーターの活用に向けて、県が市町村を支援していく必要がある。今後、サポーターの活動をどのように増やしていくのか。

地域包括ケア課長

認知症サポーターの登録制度を設け、ボランティア活動の情報等を提供している市町村もある。今後は、優れた事例を市町村に紹介していきたい。

岡委員

認知症サポーターがいることも知られていない。市町村をしっかりと指導して介護している家族とコミュニケーションを図るなど周知する努力も必要ではないか。

地域包括ケア課長

委員お話しのとおり、認知症サポーターの認知度は上がっていない。最近、認知症カフェが増えているので、カフェのスタッフとして関わり、地域活動につなげるなど、市町村職員を対象とした研修で活用方法についても事例として周知していく。

塩野委員

- 1 介護職員の賃金は、全国のデータで24万円ということは分かったが、埼玉県はどうか。また、これまで右肩上がりに推移しているのか。
- 2 4つのサポートによる介護人材の確保・定着支援の成果・実績はどうなっているのか。
- 3 本委員会において、複数の社会福祉法人がグループ化し、共同で人材の確保や研修を行う取組を視察した。県として、今後、このような取組に対する支援を検討できないのか。

高齢者福祉課長

- 1 介護職員の賃金については、「介護労働実態調査」という別の統計によれば、埼玉県の介護職員等の所定内平均賃金は22万8千円となっている。また、ここ数年の推移を見ると、賞与等を除く数値のため一概には言えないが、残念ながら右肩上がりとはなっていない。
- 2 4つのサポートによる介護人材の確保・定着支援の成果・実績については、まず「無資格者就労サポート」により、平成26年度中に新たに雇用された者が209人、そのうち介護職員初任者研修を修了した者は182人であり、平成27年度は11月末までに217人が新たに雇用された。

次に「介護福祉士資格取得サポート」により105人に対して補助を行い、平成27年度は、個人からの申請も可能とし、年度末の介護福祉士国家試験の合格発表を待つて補助する予定である。

「休暇取得サポート」については、平成26年度については、求人が66人、求職は90人あったものの、マッチングに至ったのは残念ながら4件であった。平成27年度については求職が212人と増えているものの、マッチングは4件にとどまっている。

なお、これまでの成果として、離職率と介護従事者の不足感の2点について申し上げたい。まず、本県の平成24年度の介護職員等の離職率は20.4%で、1都3県の中で一番高かったが、平成26年度は16.6%まで下がってきており、全国平均の16.

5%並みである。また、平成24年度においては、本県の介護事業所の58.1%が、介護サービスに従事する従業員が不足していると回答していたが、平成26年度は55.1%に下がっている。さらに、このうち「大いに不足している」と回答した事業所の割合については、本県が4.3%であるのに対し、1都2県は8%を超えている。このように、平成25年度から着手した介護職員しっかり応援プロジェクトを始め、様々な取組を行ってきた成果がある程度表れてきているものと考えている。

- 3 グループ化した社会福祉法人に対する支援については、現時点では行っていない。しかし、せっかく介護職員として働き始めた方には長く働いていただきたいと考えており、小さな事業所が多い中で事業所の枠を超えて職員同士が横の連携を図ったり相談したりすることができるよう、来年度から研修などを実施することを現在検討しているところである。

塩野委員

- 1 モデル給与表の導入促進については、更に進めていくべきである。年々給料が上がっているということを、例えばいくつかの事業所をサンプルで選び出して、毎年確認する必要がある。(意見)
- 2 休暇取得サポートは大事であるが、マッチングが平成26年度4件、平成27年度も4件では少ないと考えるが、なぜか。
- 3 小さな事業所単位ではなく、社会福祉法人が連携して研修等を行うことは重要であると考え、県として支援できないのか。

高齢者福祉課長

- 2 休暇取得サポートについて、求人が多い特別養護老人ホームでは、夜勤可能な即戦力を求める傾向があるのに対して、求職者側は家から近くて日勤のみや週3日の勤務を希望するなどといったミスマッチがある。今後は委託先の県社会福祉協議会からより多くの情報を提供することなどにより、実績を伸ばしていきたい。
- 3 グループ化した社会福祉法人における共同研修の開催等は、効果があるものと見込まれるのでグループ化できるかも含め、支援については今後関係団体とも相談しながら研究していきたい。

福永委員

- 1 平成25年度に知事出席の下開始された介護職員合同入職式について、参加者の実績はどうなっているのか。また、平成26年度、平成27年度も知事は出席しているのか。
- 2 モデル給与表について、県が所管する特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の約9割が導入しているとのことだが、導入していないところの状況はどうなっているのか。
- 3 介護職員永年勤続表彰について、3年、5年を対象にしているのか。また、事業所独自に表彰しているような場合、県から補助をしているのか。
- 4 高齢者に関する相談の第一報は民生委員に入ることが多いが、民生委員から地域包括支援センターに電話をすると、対応できないと言われることもあると聞いている。地域包括支援センターと民生委員との連携はどのように行っているのか。
- 5 介護人材の確保・定着に向けて、もっと予算を投入するべきではないか。健康長寿埼玉プロジェクトに多額の費用をかけるのであれば、その分を介護人材の確保・定着のために使った方がよいのではないのか。

高齢者福祉課長

- 1 介護職員合同入職式については、平成25年度は初回ということもあり、入職2年目、3年目の職員も対象とし、約800人が参加した。平成26年度、平成27年度については入職1年目の職員約400人が参加した。なお、3回とも知事が出席し、代表の方に激励のメッセージカードを交付している。
- 2 モデル給与表を導入していない事業所には、既にモデル給与表と同等以上の給与水準を確保しているところもあれば、経営状況によりそこまでの給与水準を確保できないところもあると認識している。
- 3 永年勤続表彰についての補助は行っていない。10年又は20年と長きにわたり勤続した介護職員を、知事名で表彰させていただくことが、モチベーションアップにつながると認識している。
- 5 介護人材の確保・定着のために、もっと予算を投入すべきという委員の御意見には全く同感であるが、介護の社会化を目指して介護保険制度が始まったことをよく考える必要がある。平成25年時点での本県介護職員が約7万1千人と申し上げたが、常勤換算すると概ね5万5千人となり、仮に給与として毎月1万円支出した場合、年間約70億円の費用を要する。これは一自治体で負担できる額ではなく、やはり国においてしっかり対応すべき問題だと思う。県では、介護保険料等に影響する介護報酬とは別に、例えば交付金などによって、国がしっかり対応するよう強く要望している。

地域包括ケア課長

- 4 地域包括支援センターは、適切に対応していると信じている。また、地域包括支援センター運営協議会の委員には、民生委員が入っている。このほか個別ケースの検討では、地域包括支援センターと民生委員が連携しながら関係機関へつないでいるケースもある。民生委員と地域包括支援センターとの連携は図られていると認識している。

健康長寿課副課長

- 5 健康長寿埼玉モデルには、今年度、20の市町から約4,800人が取り組んでいる。そのうち約7割が60歳、70歳代であり、多くの高齢者が参加している。1億4,700万円の補助をしているが、健康長寿埼玉プロジェクトは県民の生涯にわたる健康づくりに資する事業であり、御理解をいただきたい。

荒川委員

- 1 介護保険の要介護認定を受けず、家族で介護している人の割合を把握しているか。
- 2 本来の介護保険制度とはかけ離れているが、実際には、介護保険を使う必要のない人にまで地域包括支援センターが声を掛け、要支援などとしてサービス利用につなげている実態が見受けられる。介護予防は若い時から自分でやるべきで、介護保険を使うべきでないと思うがどうか。

地域包括ケア課長

- 1 県内の65歳以上の要介護認定率は、平成27年3月末で14.1%となっているので、85.9%の人が要介護認定を受けていないということになる。
また、平成27年3月末の要介護認定者は253,999人おり、うち実際に介護サービスを利用した人は211,920人となっている。その差の43,000人ほどが介護保険を使っていないことになる。

しかしながら、委員お尋ねの要介護認定を受けていない方の介護状況についての把握は難しい状況である。

- 2 要支援者向けのサービスについては、今まで介護保険事業所しか提供できなかったが、今回の介護保険制度の改正で、市町村事業へ移行した。介護保険制度という枠組み自体は変わらないが、事業所だけではなく、ボランティアやNPOなど多様な担い手が対応できるようになった。

柿沼委員

介護保険の要介護認定を受けず、家族で介護している人の数を出すのは難しいと考える。
(意見)

委員長

荒川委員の質問に対して、すぐに数値が出ないということなので、委員会として、後ほど資料を配布していただくことでよろしいか。

＜ 了 承 ＞

山本委員

市町村において地域包括ケアシステムがきちんと構築されることが大切である。県内には、幸手市や和光市などに地域包括ケアシステムの優良事例がある。地域包括ケアシステムは市町村が構築するものであるが、県は優良事例を市町村へ紹介して、早く各市町村に応じた地域包括ケアシステムを構築できるように支援することが大事である。幸手市、和光市の事例を把握しているか。

地域包括ケア課長

幸手市の取組は、医療と介護の連携が進んでいる例である。和光市は、地域ケア会議による自立支援と介護予防の取組により、要介護認定率を12%から9.4%に下げている。今後も優良事例を市町村へ紹介していく。

山本委員

和光市では、高齢者にアンケートを配布し、回答がない高齢者宅を訪問して状況を把握している。和光市でのこうした取組について具体的に掘り下げて、県として、優良事例の手法を紹介して行くべきではないのか

地域包括ケア課長

住民の意識や自立へ向けて本人に自覚を持ってもらう取組が大事である。和光市からは、他の市町村の担当者や地域包括支援センターを対象とした研修において事例を説明していただいたり、職員を他の市町村の地域ケア会議に派遣して、個別の指導にも協力していただいている。今後も、こうした優良事例を市町村へ紹介していきたい。